

保育施設等における 不適切保育の防止に関する研修会

不適切保育の防止に係る県の取組みについて

福岡県福祉労働部子育て支援課

はじめに

- 昨今、保育所や認定こども園における死亡事故や重大事故、虐待等が疑われる不適切な保育に関する事案が繰り返し発生しており、「こどもの安全管理」や「適切な教育・保育の実施」の重要性は、ますます大きくなっています。
- 各施設におかれては、これまでも適切な運営を行っていただいているところですが、改めて本日の研修会を通して、こどもの人権や人格を尊重した保育と、不適切保育の防止の重要性について再確認のうえ、各施設の職員全員が、適切な保育、適切な運営に取り組んでいただくようお願いいたします。

不適切保育防止に関する福岡県の取組

1. 保育所等職員研修
2. 国のガイドライン等の周知、啓発
3. 安全管理重点確認監査チェックシートの作成

1. 保育所等職員研修について

(1) 一般保育研修

(目的) 保育に必要な知識・技術並びに保育施設の適正な運営に必要な知識の習得、維持・向上

(実施方法) 公益社団法人福岡県保育協会に委託

(対象者) 保育所・認定こども園等に勤務する職員

(内容) 新任保育士等研修会、リーダー的保育士研修会、主任保育士研修会、保育所(園)長研修会、課題別研修会 等

(参加者) 延べ1,339名(令和5年度)

1. 保育所等職員研修について

(1) 一般保育研修 令和5年度実績

開催日	研修名	会場	講師	テーマ	参加人数	
7月19日（水）	新任保育士等研修会（前期）	クローバープラザ （508研修室AB）	NPO法人国際臨床保育研究所	勝山 結夢	保育でやりがちな子どもの人権侵害 ～その保育、大丈夫？～	177
			スクールソーシャルワーカー・ スクールカウンセラー	堀井 智帆	生まれてきてくれてありがとう ～少年相談の現場から～	
9月14日（木）	課題別研修会	クローバープラザ （クローバーホール）	西日本短期大学非常勤講師・ NPO法人noie理事長	城 真衣子	保護者対応と子育て支援	131
			同和問題をはじめとする人権問題に係る啓発・研修講師団講師	椎太 信	多様な性 ～性別不合・性的違和について～	
10月11日（水）	新任保育士等研修会（後期）	九州ビル （9AB会議室）	NPO法人国際臨床保育研究所	勝山 結夢	脳は遊ぶことで進化する ～おもちゃが育む発達は何ですか？～	188
10月25日（水）	リーダー的保育士研修会	福岡生活衛生食品会館 （5階大会議室）	NPO法人国際臨床保育研究所	勝山 結夢	保育者とは、保育とは ～スキルとともに大切なこと～	139
			感情保育学研修所所長	野村 恵里	リーダー保育者のためのアンガーマネジメント ～伝える力を身に付ける実践トレーニング～	
11月15日（水）	主任保育士研修会	九州ビル （9AB会議室）	NPO法人国際臨床保育研究所	勝山 結夢	保育を支える豊かなチーム～子どももおとなも居心地のいい保育を創造するために～	204
			（実践報告：古賀市立鹿部保育所）		先生またしたい！ ～夢中で遊ぶ子どもをめざして～	
11月28日（火）	保育所（園）長研修会	西鉄グランドホテル （2階「プレジール」）	㈱保育システム研究所代表取締役	吉田 正幸	加速する少子化と保育政策の行方 ～問われる保育の質と包括的な子育て支援～	206
			福岡県障がい者リハビリテーションセンターセンター長	永吉 美砂子	発達障がい児・発達障がい者との向き合い方	
			（行政説明：福岡県福祉労働部副理事 坪根千恵子）		福岡県の少子高齢化の状況と社会福祉法人の役割	
令和6年 1月31日 （水）	保育所（園）職員総合研修大会	ソラリア西鉄ホテル福岡 （8階「彩雲」）	一般社団法人日本保育者支援協会顧問・子ども総合研究所代表	新保 庄三	子どもの権利条約を持った時代 ～人権を最優先にした園づくりとは～	294
			（実践発表：ルンビニー保育園、脇山保育園、田川市中央保育所）		部門：「給食」「主任」「園長」	

1. 保育所等職員研修について

(2) 保育所等職員研修(人権・同和教育)

(目的) 保育所等職員が同和問題をはじめとする人権問題に対する正しい理解と認識を持ち、人権を大切に作る心を育てる保育を行うための研修や、保護者を含む関係者が人権問題について正しい認識を持って家庭保育を進めるための啓発活動を行う

(実施方法) 福岡県人権・同和教育研究協議会に委託

(対象者) 県所管の保育所、認定こども園、地域型保育事業、届出保育施設に勤務する保育士等

(内容) 人権保育講座(基礎・実践)、指定園研修(公開保育)、保育実践研究・交流会、保育所保護者学習会

(参加者) 延べ1,501名(令和5年度)

1. 保育所等職員研修について

(2) 保育所等職員研修(人権・同和教育) 令和5年度実績

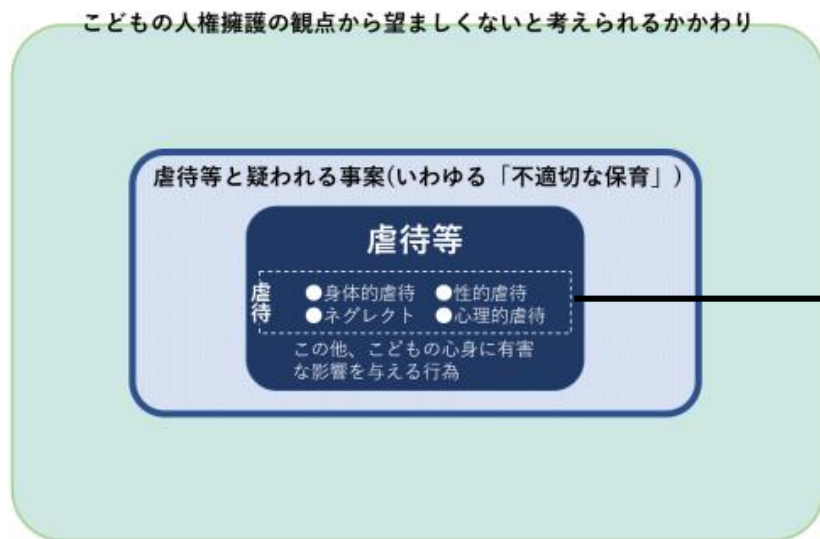
研修対象	研修区分	研修名	開催場所	実施年月日	講師	参加者数	
保育所職員研修	階層別研修	新任保育士研修(前期・後期)	講師提示及び内容のすり合わせ、当日の研修内容確認		勝山結夢(NPO法人国際臨床保育研究所)	福岡県保育協会開催	
		中堅・リーダー研修			勝山結夢(NPO法人国際臨床保育研究所)		
		主任保育士研修			勝山結夢(NPO法人国際臨床保育研究所)		
	専門研修	人権保育講座A 第1回	福岡県中小企業振興センター オンライン併用	6月10日(土)	中藤広美 (福岡県立大学人間社会学部・福岡県幼児教育アドバイザー)	105人(内オンライン23人)	
		人権保育講座A 第2回		7月1日(土)		103人(内オンライン23人)	
		人権保育講座A 第3回		8月8日(火)		105人(内オンライン23人)	
		人権保育講座A 第4回		9月2日(土)		103人(内オンライン23人)	
		人権保育講座B 第1回	田川市中央保育所	9月12日(火)	勝山結夢 (NPO法人国際臨床保育研究所)	78人	
		人権保育講座B 第2回	福岡県中小企業振興センター	10月10日(火)AM	勝山結夢 (NPO法人国際臨床保育研究所)	105人	
		人権保育講座B 第3回	福岡県中小企業振興センター	10月10日(火)PM	勝山結夢 (NPO法人国際臨床保育研究所)	105人	
		人権保育実践講座	田川市西保育所 田川市市民会館会議室	9月12日(火) 9月11日(月)	勝山結夢 (NPO法人国際臨床保育研究所)	24人 130人	
		人権保育実践講座(保育所研修)	筑紫野市立京町保育所	7月20日(水) 11月29日(火)	勝山結夢 (NPO法人国際臨床保育研究所)	54人	
		指定園研修(公開保育)	筑紫野市下見保育所	8月29日(火)	橋本真理子 (九州大谷短期大学助教授)	60人	
		人権保育実践講座(指定園研修) 子どもの自尊と自律を育てる保育環境	春日市立昇町保育所	4月25日(火) 7月18日(火) 9月11日(月) 1月16日(火)	勝山結夢 (NPO法人国際臨床保育研究所)	125人	
		人権保育実践講座(指定園研修) 子どもの自尊と自律を育てる保育環境	古賀市立鹿部保育所	4月26日(水) 9月14日(木) 10月13日(金) 1月18日(木)	勝山結夢 (NPO法人国際臨床保育研究所)	104人	
		人権保育実践講座(指定園研修) 子どもの自尊と自律を育てる保育環境	太宰府南保育所	4月24日(月) 9月13日(水) 10月12日(木) 1月17日(水)	勝山結夢 (NPO法人国際臨床保育研究所)	80人	
		人権保育実践講座(指定園研修) 子どもの自尊感情を高める表現活動	筑紫野市立下見保育所	8月29日(火) 10月30日(月)	橋本真理子 (九州大谷短期大学助教授)	42人	
		家庭内保育	子育て支援学習会(保育所保護者学習会)	鹿部保育所保護者会	11月14日(火)	藤田勝博(福岡県同教研究局長)	76人
				太宰府南体育館	9月13日(水)	勝山結夢(NPO法人国際臨床保育研究所)	102人

2. 国のガイドライン等の周知、啓発

施設内での不適切な保育に関する項目の整理

○ 保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン(令和5年5月子ども家庭庁)

(「虐待等」と「虐待等と疑われる事案(不適切な保育)」の概念図)



(ガイドラインの内容)

- 子ども家庭庁が、「保育所等における虐待」と「虐待等と疑われる事案(=不適切な保育)」として整理しています。
- 本ガイドラインには、「保育所等における対応」についても記載されているため、施設の職員とも共有をお願いします。

参考通知等

- 昨年来の保育所等における不適切事案を踏まえた今後の対策について(通知)(令和5年6月5日5子育第395号)

保育所等における、職員による子どもに対する虐待

行為類型	具体例
身体的虐待	<ul style="list-style-type: none"> 首を絞める、殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、熱湯をかける、布団蒸しにする、溺れさせる、逆さ吊りにする、異物を飲ませる、ご飯を押し込む、食事を与えない、戸外に閉め出す、縄などにより身体的に拘束するなどの外傷を生じさせるおそれのある行為及び意図的に子どもを病気にさせる行為 打撲傷、あざ(内出血)、骨折、頭蓋内出血などの頭部外傷、内臓損傷、刺傷など外見的に明らかな傷害を生じさせる行為 など
性的虐待	<ul style="list-style-type: none"> 下着のまま放置する 必要の無い場面で裸や下着の状態にする 子どもの性器を触るまたは子どもに性器を触らせる性的行為(教唆を含む) 性器を見せる 本人の前でわいせつな言葉を発する、又は会話する。性的な話を強要する(無理やり聞かせる、無理やり話させる) 子どもへの性交、性的暴行、性的行為の強要・教唆を行う ポルノグラフィーの被写体などを強要する又はポルノグラフィーを見せる など
ネグレクト	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの健康・安全への配慮を怠っているなど。例えば、体調を崩している子どもに必要な看護等を行わない、子どもを故意に車の中に放置するなど 子どもにとって必要な情緒的欲求に答えていない(愛情遮断など) おもつを替えない、汚れている服を替えないなど長時間ひどく不潔なままにするなど 泣き続ける子どもに長時間関わらず放置する 視線を合わせ、声をかけ、抱き上げるなどのコミュニケーションをとらず保育を行う 適切な食事を与えない 別室などに閉じ込める、部屋の外に締め出す 虐待等を行う他の保育士・保育教諭などの第三者、他の子どもによる身体的虐待や性的虐待、心理的虐待を放置する 他の職員等が子どもに対し不適切な指導を行っている状況を放置する その他職務上の義務を著しく怠ること など
心理的虐待	<ul style="list-style-type: none"> ことばや態度による脅かし、脅迫を行うなど 他の子どもとは著しく差別的な扱いをする 子どもを無視したり、拒否的な態度を示したりするなど 子どもの心を傷つけることを繰り返すなど(例えば、日常的にからかう、「バカ」「あほ」など侮蔑的なことを言う、子どもの失敗を執拗に責めるなど) 子どもの自尊心を傷つけるような言動を行うなど(例えば、食べこぼしなどを嘲笑する、「どうしてこんなことができないの」などと言う、子どもの大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てるなど) 他の子どもと接触させないなどの孤立的な扱いを行う 感情のままに、大声で指示したり、叱責したりする など

※このほか、子どもの心身に有害な影響を与える行為を含め、虐待等と定義する。
 ※個別の行為等が虐待等であるかどうかの判断は、子どもの状況、保育所等の職員の状況等から総合的に判断する。その際、保育所等に通う子どもの立場に立って判断すべきことに特に留意する必要がある。
 ※上記具体例は、「被措置児童等虐待対応ガイドライン」や「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」等で示す例を参照し、保育所等向けの例を記載したものの。

2. 国のガイドライン等の周知、啓発

日々の保育の振り返り

○ こどもの権利擁護について

- ・ 保育所で行われる保育は「保育所保育指針」、幼保連携型認定こども園で行われる教育・保育は「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に沿ったものでなければならず、提供する教育・保育は「養護」の理念が基盤となってきます。
- ・ 心身の機能の未熟さを抱える乳幼児期のこどもが、その子らしさを発揮しながら心豊かに育つためには、保育士等が、一人一人のこどもを深く愛し、守り、支えようとするのが重要です。

「養護:こどもたちの生命を保持し、その情緒の安定を図るための保育士等による細やかな配慮の下での援助や関わりのこと」

(Point)

- ・ こどもの人権に配慮した保育となっているかの確認においては、各職員が日々の保育について、振り返りを行うことが重要。
- ・ 振り返りにあたっては、「こどもにとってどうなのか」という視点から考えていくことが大切。

振り返りの結果、こどもの人権擁護の観点から「望ましくない」と考えられるかわりをしていただいても、それをきっかけに、保育の専門職としてさらなる保育の質の向上を目指していただくことが、より良い保育に繋がります。

保育所・認定こども園等における

人権擁護のための
セルフチェックリスト

～「子どもを尊重する保育」のために～

保育の振り返りのためのツール
「人権擁護のためのセルフチェックリスト(全国保育士会)」

3. 安全管理重点確認監査チェックシートの作成

【作成の経緯】

- 令和3年7月、本県において、保育所の送迎バス内に取り残された児童が死亡するという大変痛ましい事案が発生。
- このような事案を二度と繰り返さないため、令和4年度から、福岡県所管の保育所等（認可保育所、保育所型認定こども園及び幼保連携型認定こども園）に対する一般指導監査について、「児童の安全面を重視した監査」を導入。
- 各保育施設において、「児童の安全管理に関する事項」を、定期的に自己点検するための**安全管理重点確認監査チェックシート**を作成。

安全管理重点確認監査チェックシートの確認項目

【確認項目】

- 1 門扉・玄関
- 2 危機管理体制 (1)責任者 (2)共通理解 (3)避難経路 (4)園外活動
- 3 最低基準の遵守
- 4 危険・事故防止対策 (1)落下物 (2)転倒 (3)誤飲 (4)衝突 (5)転落 (6)感電 (7)閉じ込め
(8)食物アレルギー (9)午睡 (10)飲食 (11)屋外活動 (12)プール活動 (13)その他
- 5 虐待等の禁止
(1)未然防止 (2)発生時の対応
- 6 登降園管理
- 7 車両送迎

3. 安全管理重点確認監査チェックシートの作成

[安全管理重点確認監査チェックシート(抜粋)]

安全管理重点確認監査チェックシート（保育所・保育所型認定こども園）

確認項目	確認事項	可・否
5 虐待等の禁止		
(1) 未然防止 (児童の処遇 1 2 ④⑤ ⑥関連)	職員会議において、虐待防止、子どもの人権への配慮及び職員倫理について、議題に取り上げているか。	
	虐待防止、子どもの人権への配慮及び職員倫理の醸成に係る研修を実施しているか。	
	人権尊重の気づきを促すため、チェックリスト（「保育所・認定こども園等における人権擁護のためのセルフチェックリスト（全国保育士会）」）等を用いて自己評価を実施し、結果を職員間で共有しているか。	
	虐待防止担当者の設置や虐待が疑われる場合の報告プロセスの整備等、虐待が生じないような職場環境を整備しているか。	
(2) 発生時の対応	園内で不適切な保育が疑われる事案が発生した際、事案を早期に把握するための相談・連絡する体制を整備しているか。	
	園内で不適切な保育が疑われる事案を確認した際、速やかに市町村に相談・連絡する体制を整備しているか。	
	家庭での虐待が疑われる事案が発生した際、事案を早期に把握するための相談・連絡する体制を整備しているか。	
	家庭での虐待が疑われる事案を確認した際、速やかに市町村又は児童相談所に相談・連絡する体制を整備しているか。	

(福岡県チェックシート掲載URL)

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/hoikusyotoukannsaminaoshi.html>

ご清聴ありがとうございました。

福岡県福祉労働部子育て支援課

